核リスクの低減と
新たな核の軍備管理に向けた提言
～被爆 80 年を迎えて～

公益財団法人笹川平和財団
安全保障研究グループ
新たな核の軍備管理・軍縮構想研究会
2025 年 3 月

新たな核の軍備管理・軍縮構想研究会について

公益財団法人笹川平和財団では、アジアや世界の平和、安定に貢献するため、安全保障研究グループを設け、研究活動とそれに基づく政策提言を行っています。

2018 年 9 月には、原子力民生利用の先進国であり、かつ唯一の戦争被爆国である日本が世界の核不拡散分野において果たし得る貢献策を探るための研究を開始しました。これまでに、プルトニウムの国際管理、北朝鮮の非核化、国際原子力市場におけるロシアと中国の台頭に対する日本の対応、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に伴う原子力発電所への武力攻撃を踏まえた原子力施設の防護策など多岐にわたるテーマで研究を重ねてきました。これらの研究成果については順次、政策提言として公表し、日本政府や国際機関に配布しています。

2023 年度には、新たなメンバーを加え、ウクライナ侵攻に伴うロシアの核による威嚇、急速に核の軍備増強を進める中国の動向、核・ミサイル開発を加速させる北朝鮮の動きなど、核使用のリスクがかつてなく高まる中で、核使用のリスクを低減し、新たな核軍備管理・軍縮への方策を探るため、「新たな核の軍備管理・軍縮構想研究会」を設置しました。2024 年 1 月には、研究会の調査活動の一環として、研究会座長、委員らの計 4 人で米国に出張し、核の軍備管理に関する交渉に携わった元政府高官や核戦略に詳しい専門家らにインタビューを実施しました。その成果を踏まえ、同年 4 月の日米首脳会談を前に『核の不使用継続と核秩序維持に向けた緊急提言～2024 日米首脳会談を前に～』を作成、公表しました。さらに、同年 11 月、座長以下計 6 人で韓国を訪れ、同国の元政府高官や国会議員らと核をめぐる北東アジア情勢について意見交換しました。元高官らから「核をめぐる状況は非常に厳しい」との認識が示される一方、核軍備管理・軍縮交渉を前進させるための示唆や提案が寄せられました。

2024 年 10 月、ノルウェーのノーベル委員会は、ノーベル平和賞を日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）に授与すると発表し、その理由として「被爆者の代表者らによる並外れた努力は、核のタブーの確立に大きく貢献した」ことを挙げました。

2025 年、広島、長崎に原子爆弾が投下されてから 80 年の節目を迎えます。この機会に、研究会のこれまでの議論と調査活動に基づき、核のタブーの意義を再認識しつつ、核使用のリスクを減らし、将来の緊張緩和、新たな核軍備管理・軍縮への道を探るべく、日本政府が採り得る具体的施策について、提言を行います。

今回の提言は、専門家の間でも様々な議論があることを踏まえた上で、委員全員の賛同を得て、「新たな核の軍備管理・軍縮構想研究会」として公表します。

【研究会メンバー】敬称略、順不同

座長	鈴木　達治郎	長崎大学核兵器廃絶研究センター　教授
委員	一政　祐行	防衛研究所　政策研究部　サイバー安全保障研究室長
	植木　千可子	早稲田大学　アジア太平洋研究科教授
	太田　昌克	共同通信社　編集委員・論説委員
	岡田　美保	防衛大学校総合教育学群　教授
	北野　　充	自治体国際化協会　参与（前ウィーン代表部大使）
	佐藤　丙午	拓殖大学国際学部　教授
	向　和歌奈	亜細亜大学国際関係学部　准教授
研究会担当	小林　祐喜	笹川平和財団安全保障研究グループ　研究員

提言の背景：当研究会の現状認識
～「二つの崩壊」への懸念：「核のタブー」と「核秩序」～

2022 年 2 月 24 日、ロシアがウクライナに軍事侵攻した後、頻繁に核使用の威嚇を行ったことで、核の脅威があらためて世界に認識された。研究会が実施した米国での調査活動において、インタビューに応じた元政府高官、核戦略の専門家らは「ロシアがいったん占拠したウクライナ・ハルキウからの撤退を余儀なくされた 2022 年の秋、ロシアによる核使用が深刻に懸念された」と証言した[1]。プーチン大統領はその後も核恫喝を繰り返し、2024 年 11 月には、「ロシアに対する攻撃が核兵器を保有していない国によるものであっても、核保有国の参加や支援があれば共同攻撃と見なす」など、同国の核兵器の使用基準を拡大・緩和することを表明した[2]。また、北朝鮮は核の先行使用を辞さない構えをとっている[3]。2023 年 11 月には、パレスチナ自治区ガザを実効支配するイスラム組織ハマスとの戦闘に関し、イスラエルの遺産相が「核兵器使用も選択肢の一つ」と発言し、ネタニヤフ首相は遺産相をただちに職務停止処分にした[4]。このように軽々に核による威嚇を繰り返したり、核使用の可能性に言及したりする現状は、1945 年から 79 年余り続く核の不使用が破られるかもしれないとの懸念を世界の人々に与えた。

広島・長崎以来、核の不使用が継続してきたことについては、「核のタブー」が徐々に形成されてきたとの見方が注目に値する。「核のタブー」は米国の政治学者、ニーナ・タンネンワルド博士が概念化した。博士は米国が参戦した朝鮮戦争（1950～1953）、ベトナム戦争（米国の本格介入：1964～1975）、湾岸戦争（1990～1991）などの事例を分析し、いずれにおいても核兵器の使用に至らなかった理由として、広島、長崎への原爆投下による惨禍がもたらした非人道性への認識が起源となって、核兵器の使用を抑制する実際上の規範が徐々に形成されてきたと指摘し、これを「核のタブー」と呼んだ[5]。

前記の通り、特定の国に対して露骨な核恫喝が頻発されることは、「核のタブー」への公然たる挑戦であり、核の不使用の継続が危機にさらされている状況と考えられる。2024 年 10 月、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）のノーベル平和賞の受賞理由の中で、ノルウェー・ノーベル委員会も「核のタブーが強い圧力の下にさらされている」と訴えた。

本研究会では、上記のような広島、長崎への原爆投下の体験に基づく「核のタブー」を重視しつつ、そこから一歩進んで、政策論として核兵器の不使用をどのように永続させていくかについて議論した。

「核のタブー」のみならず、核兵器不拡散条約（NPT）や米ロ間の核軍縮・軍備管理条約を基軸とした世界の核軍縮・不拡散体制、すなわち「核秩序」もまた、危機に直面している。

---

[1] 「新たな核の軍備管理・軍縮構想研究会」が 2024 年 1 月に実施した米国での調査活動において、インタビューに応じた元政府高官、核の専門家の証言。『米国インタビュー要旨』を参照。[https://www.spf.org/global-data/user205/interviewreport.pdf]

[2] NHK「プーチン大統領 核兵器使用基準引き下げを承認 米けん制ねらい」2024 年 11 月 20 日 [https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241119/k10014643571000.html]

[3] NHK「北朝鮮 キム総書記 日米韓の軍事協力非難“核抑止力強化”強調」2024 年 11 月 18 日。[https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241118/k10014641761000.html]

[4] ロイター「イスラエル閣僚、ガザへの核使用「選択肢」発言が波紋　停職処分に」2023 年 11 月 6 日。[https://jp.reuters.com/world/us/IJOQCLLVTRI75JONNJ5L52N6H4-2023-11-06/]

[5] The Nuclear Taboo: The United States and the Non-Use of Nuclear Weapons Since 1945” Nina Tannenwald, 2007, および、日本軍縮学会『軍縮事典』信山社、2015「核のタブー」の項目、pp. 102~103 参照。また、2 005 年ノーベル経済学賞を受賞したトマス・シェリング博士も授賞演説で、「核のタブー」に言及している。

NPT の下、3 本柱の一つである核軍縮を誠実に交渉する義務（第 6 条）の遂行が後退すれば、核やミサイルの配備数に上限がないまま、一層無秩序に核軍拡が進むおそれがある。また、核軍縮が進展していないことへの非核保有国などのフラストレーションは、核兵器禁止条約（TPNW）を生み出した。現時点で 94 カ国が署名、73 カ国が批准したものの、核保有国と核の傘に依存する国は依然署名反対の意向を示しており、非核保有国と核兵器依存国との溝は深まったままである。包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効が期待されていたが、2023 年 11 月、ロシアはこれへの批准を撤回し、発効要件国で未批准の国が 9 か国から 10 か国に増加することとなった。

冷戦末期以来、核戦力の削減を実現してきた米ロ両国での軍縮・軍備管理の条約は次々に失効ないし後退している。米ソ間で中距離核戦力を撤廃した中距離核戦力全廃条約（INF 条約）は、2019 年に失効した。残る重要な条約として、新戦略兵器削減条約（新 START）が挙げられるが、ロシアは 2023 年 3 月、同条約の履行を停止した。同条約の期限は、2026 年 2 月までであるが、米ロが深刻な対立関係にある中、同条約に代わる枠組みができないまま、そのまま失効するのではないかと懸念されている。その場合、米ロは核問題で二国間条約の枠組みがない状況に突入する。また、米国からの再三の働きかけにもかかわらず、中国は米国と軍縮・軍備管理のための協議を行うことについては、消極的な姿勢に終始している。

「核秩序」の危機は、核実験、核拡散の分野でも観察される。

核実験については、例えば、衛星画像分析により、北朝鮮が 7 回目の核実験の準備を進めていると専門家が指摘している。ロシアもまた、ノバヤゼムリア核実験場の建設を加速させるなど、実験再開の兆候が見られる。「核実験を再開させる可能性に近づいている」という専門家の見方がある[6]。米国も、2017 年からの第一期トランプ政権の下で策定された 2018 年の「核態勢見直し（NPR)」において、核実験再開の余地を残していた。

核拡散への懸念も深刻である。イランは核兵器に転用可能なウラン 235 の割合を 60%まで高めた高濃縮ウランの備蓄を増やしている[7]。イランとイスラエルとの直接交戦において、イランの脆弱性が示される中、イランが核武装に踏み切るのではないかとの観測もなされている。

ロシアのウクライナに対する軍事侵攻も、核秩序にとっての打撃だった。1994 年 12 月、米英ロ三か国と、旧ソ連構成国だったウクライナ、ベラルーシ、カザフスタンそれぞれとの間でブダペスト覚書が締結された。ウクライナを含むこの三か国が旧ソ連時代に配備されていた核兵器を放棄し、NPT に加盟することと引き換えに、米英ロが三か国の主権と既存の国境を尊重することなどを約した内容だった[8]。NPT で特別に核保有を認められているロシアが国際合意を無視し、核放棄に応じた国に軍事侵攻したうえ、核による恫喝を繰り返す現状は、ウクライナ国内に

---

[6] 『核クライシス～瓦解する国際秩序』太田昌克、ハヤカワ新書、2024 年 8 月（ジェフリー・ルイス氏の研究を引用）。
[https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241201/k10014654881000.html#:~:text=%E7%B1%B3%E3%81%91%E3%82%93%E5%88%B6%E3%81%8B-,2024%E5%B9%B412%E6%9C%881%E6%97%A5,-7%E6%99%8201]

[7] ロイター「イラン、濃縮ウラン備蓄量を「著しく」引き上げ＝ＩＡＥＡ事務局長」2024 年 12 月 7 日。
[https://jp.reuters.com/markets/commodities/USJKYG2WZZJE3B2WH2QO4OAX7A-2024-12-06/]

[8] 在日ウクライナ大使館「共同声明：ブダペスト覚書の履行に関する米国、英国、ウクライナ閣僚級会合」2014 年 3 月。
[https://japan.mfa.gov.ua/ja/news/19061-aide-mmoire-shhodo-porushennya-rosijeju-imperativnih-norm-mizhnarodnogo-prava-jus-cogens] 同覚書は
第 1 項：ウクライナの独立、主権、現行の国境を尊重する
第 2 項：ウクライナに対し武力の威嚇ないし武力の行使を行わない
と明記している。同覚書により、ウクライナは核兵器を放棄し、NPT に署名した。

おいて「核を手放すべきではなかった」との声を広げることになった。さらに、このウクライナの事例は、「武力侵攻されないためには、核を保有しなければならない」との考えを広げかねない点でも懸念すべきものである。

自国の安全保障の確保の手段として核保有に関心を示す国は、今、挙げた国に限られるわけではなく、「核拡散ドミノ」が起これば、NPT 体制は動揺し、「核秩序」は崩壊に至りかねない[9]。

さらに、ベラルーシはソ連解体による独立の際以来の「非核」を規定した憲法を 2022 年 2 月に改正し、2023 年 12 月にはロシアの戦術核の配備が完了したと伝えられる。こうした非核保有国への核兵器の配備は地域の緊張を高めるものであり、ましてやこの事案においては、ロシア・ウクライナ戦争が行われる中でなされただけに、核威嚇の側面を持つ点で看過しえないものである。

このように、核を巡る状況はグローバルに厳しさを増しているが、北東アジアは、世界の中でも、とりわけそれが深刻な地域である。中国の保有核弾頭数は 2015 年には 200 発台前半とみられていたが、ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）の Yearbook2024 によると、2023 年には 500 発に達している。米国国防総省の報告書は「2030 年に中国が 1,000 発の核弾頭を保有する可能性」を指摘し[10]、米ロの二大核兵器国の体制から、米中ロの三大核兵器国へと移行が進む可能性がある。北朝鮮も核・ミサイル開発を続け、本年初頭には、韓国を「主敵」と呼び、今後は平和統一を目指さないと表明した。こうした状況は、周辺国が自国の安全保障を核に依存する傾向を強めている。韓国では独自の核武装や米国との核共有を望む世論が勢いを増している[11]。

このように「核のタブー」と「核秩序」の二つの崩壊への懸念が高まる中、核抑止力の強化や核リスク削減に関する提言は国内外で数多く発表されている。一方、緊張緩和や将来の核軍備管理、軍縮につなげる具体的方策については議論が深まっていない。

こうした事態に対応すべく、2022 年 8 月、NPT 再検討会議において、岸田文雄総理は、「核兵器のない世界」に向けた現実的なロードマップの第一歩として、「ヒロシマ・アクション・プラン」を公表した[12]。さらに、2023 年 5 月、被爆地の広島市で開催された G7 サミットにおいて、共同声明とは別に初めて核軍縮に焦点をあてた「広島ビジョン」が採択された。これらの構想を単なるかけ声に終わらせず、核軍備管理・軍縮を進める方策はないか。厳しい安全保障環境にあるからこそ、将来の核軍備管理の前進に向け、日本が具体的な貢献策を国際社会に発信し続けるべきではないか。そうした認識の下、当研究会は核リスクの低減と将来の緊張緩和、新たな核軍備管理に向け、「核リスク低減に向けた三原則」を提唱し、それに基づく具体策として提言を行う。広島・長崎に原爆が投下されてから 80 年の節目の年に、本提言が核軍縮への関心を再び喚起し、国際社会への貢献の一助となることを強く望む。

---

[9]『核クライシス～瓦解する国際秩序』 pp. 192-223。

[10] The Department of Defense “MILITARY AND SECURITY DEVELOPMENTS INVOLVING THE PEOPLE’S REPUBLIC OF CHINA 2024”[https://media.defense.gov/2024/Dec/18/2003615520/-1/-1/0/MILITARY-AND-SECURITY-DEVELOPMENTS-INVOLVING-THE-PEOPLES-REPUBLIC-OF-CHINA-2024.PDF]

[11] 中央日報「韓国は独自核武装を 59→71%…日本の核武装も賛成１７→３５％」2024 年 10 月 8 日。[https://japanese.joins.com/JArticle/324629]。ただし、核武装により韓国が被る外交的、経済的損失（経済制裁、原子力平和利用への影響）を指摘すると、核武装賛成の比率は 35%程度まで減少する（当研究会がソウルで実施した Asia Pacific Leaders Network とのワークショップにおける紹介）。

[12] （1）核兵器不使用の継続の重要性の共有、（2）透明性の向上、（3）核兵器数の減少傾向の維持、（4）核兵器の不拡散及び原子力の平和的利用、（5）各国指導者等による被爆地訪問の促進、の 5 つの行動を基礎としている。外務省「岸田総理大臣による第 10 回核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議出席」2022 年 8 月 2 日。

核リスクの低減と新たな核軍備管理に向けた提言

核兵器の使用や核による威嚇のリスクを低減し、将来の核軍備管理にむけて、「新たな核の軍備管理・軍縮構想研究会」は、核保有国[13]が守るべき「**核リスク低減に向けた三原則**」を提唱する。これらの原則は、NPT や包括的核実験禁止条約（CTBT）など既存の国際条約に則り、「核兵器の威嚇または使用の合法性」に関する国際司法裁判所（ICJ）の見解[14]も参照し、さらにそれを一歩進めたものである。当研究会は、目下の核をめぐる国際安全保障環境の厳しさを念頭に、これらの原則の重要性をあらためて強調する。「長崎を最後の被爆地に」という戦争被爆国からのメッセージを含め、日本政府がこの三原則を核保有国に訴え、新たな核軍備管理に向けた外交を展開するよう求めるとともに、三原則に基づく具体策として、喫緊に対処すべきこと、中期目標としての取り組み、将来の新たな核軍備管理に向けた努力の順で三つの提言を行う。

核リスク低減に向けた三原則

1. 核兵器の不使用を継続し、非核保有国への核威嚇を行わない

2. 核実験を行わない

3. 非核保有国への核兵器の新たな配備をしない

[13] NPT 上、核保有を認められている 5 か国（米ロ英仏中）を核兵器国と呼び、それ以外に核兵器を保有している 4 か国（インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮）を加えた 9 か国を核保有国と呼ぶ。それ以外の国々は NPT 未加入国を含め、非核保有国と呼ぶ。

[14] 1996 年 7 月、国連総会からの要請に ICJ が応え、「核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用可能な国際法の規則、および特に人道法の原則と規則に一般的には違反するであろう。しかし、国際法の現状や裁判所が確認した事実に照らすと、国家の存亡そのものが危険にさらされるような、自衛の極端な状況における、核兵器の威嚇または使用が合法であるか違法であるかについて裁判所は最終的な結論を下すことができない」との勧告的意見を示した。黒澤満『核不拡散条約 50 年と核軍縮の進展』信山社、2021 年 4 月、p. 220 などを参照。

提言 1：核の不使用を継続するとともに、非核保有国に対する核による威嚇をしない合意を目指して日本が国際社会での議論を主導する

ロシアが核兵器使用の基準引き下げを表明し、北朝鮮が核の先制使用も辞さない構えを示すなど、核兵器使用の敷居が下がりつつある。こうした中、日本被団協のノーベル平和賞受賞は、「核兵器は絶対に使ってはならない」という「核のタブー」の重要性を世界に再認識させた。日本はすべての核保有国・核の傘国[15]が「核の不使用継続」の重要性を再確認し、G7 サミット「広島ビジョン」でも確認されたこの理念を共有すべきことを強く訴えるべきである。あわせて、核の威嚇、特に非核保有国に対する核威嚇をしない合意を目指し国際社会での議論を主導すべきである

世界はいま、核使用に至るリスクがかつてないほど高まっている[16]。2022 年 10 月には、ロシアによる核使用が深刻に懸念された。その後もロシアは「核ハラスメント」と言えるような核による恫喝を執拗に繰り返している。イスラエルの閣僚発言や、北朝鮮による核の先制使用の示唆とあわせ、世界各地で核をめぐる緊張が高まり、「核のタブー」が破られかねない状況である。

2024 年 12 月 10 日、オスロで開催されたノーベル平和賞の授賞式におけるノルウェー・ノーベル委員会のヨルゲン・ヴァトネ・フリードネス会長によるスピーチは、このような世界の現状を反映していた[17]。受賞した日本被団協の田中熙巳代表委員も広島、長崎の被爆の実相を世界に伝え、「ウクライナ戦争における核超大国のロシアによる核の威嚇、また、パレスチナ自治区ガザ地区に対しイスラエルが執拗に攻撃を加える中で核兵器の使用を口にする閣僚が現れるなど、市民の犠牲に加えて「核のタブー」が壊されようとしていることに限りない悔しさと憤りを覚えます」と訴えた[18]。

核をめぐる国際情勢が厳しさを増す一方で、「核のタブー」や「核秩序」の継続に全く希望を見いだせないわけではない。ロシアによるウクライナ侵攻の直前、2022 年 1 月、NPT で核保有を認められた五核兵器国（米ロ英仏中）が「核戦争は戦ってはならず、核戦争に勝者はいない」とする共同声明を発出した[19]。ロシアによる核兵器使用が検討された 2022 年 10 月には、中国、インドの両首脳がプーチン大統領に対し、核使用に明確に反対する意向を直言したと伝えられて

---

[15] 自国は核兵器を保有しないが、同盟関係にある核保有国の核抑止力に依存する国のこと。具体的には北大西洋条約機構（NATO）の加盟国や、日本、韓国、オーストラリアなどを指す。ロシアは、中距離核ミサイルを新たに配備したベラルーシも核の傘にあると宣言している。

[16] 「新たな核の軍備管理・軍縮構想研究会」が 2024 年 1 月に実施した米国での調査活動において、インタビューに応じた元政府高官、核の専門家は「キューバ危機以来の核使用リスクの高まり」（スコット・セーガン博士：スタンフォード大学）など、大半が核をめぐる現状に危機を抱いていた。『米国インタビュー要旨』を参照。[https://www.spf.org/global-data/user205/interviewreport.pdf]

[17] The Nobel Peace Prize「ノルウェー・ノーベル委員会 ヨルゲン・ヴァトネ・フリードネス会長によるスピーチ」（日本語訳）[https://www.nobelprize.org/uploads/2024/12/presentation-speech-japanese.pdf]。「2025 年が近づくにつれ世界は新たな、より不安定な核時代を迎えようとしています。国際政治における核兵器の役割が変わりつつあると言っていいでしょう。既存の核保有国は軍備の近代化や強化をはかり、また新たな国々が核保有の準備をしているように見えます。主要な軍備管理に関する協定が置き換えられることなく失効する一方で、現在進行中の戦争では、核兵器を使用するという脅迫が公然とかつ繰り返し行われています」と述べた。

[18] NHK「ノーベル平和賞 授賞式 日本被団協 田中熙巳さん【演説全文】」2024 年 12 月 11 日。[https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241211/k10014664891000.html]

[19] 長崎大学核兵器廃絶研究センター「５核兵器国首脳共同声明の意義と課題」[https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/topics/40014]

いる[20]。タンネンワルド博士が概念化した「核のタブー」が、核保有国の政治指導者の意識に内面化されつつあることをうかがわせる。

ささやかな希望の下、「新たな核の軍備管理・軍縮構想研究会」が今回提唱する「核リスク低減のための三原則」を実現するために、日本の役割が肝要であることは言うまでもない。日本政府は「核保有国と非核保有国の橋渡しを行う」と繰り返し表明し、2017 年、岸田前総理が外相時代に『核軍縮の実質的な進展のための賢人会議』を設立した。また、総理に就任すると、2022 年に『「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議』を設置した。

日本が橋渡し役を担うための一案として、当研究会は 2024 年 4 月、「各国首脳間による核問題に特化した議論の場を創設する」ことを提唱した[21]。キューバ危機が示すように、計算違いや相手の意図を読み違えることにより、偶発的な核兵器使用に至らないようにするには、核保有国の首脳同士が前提条件を設けずコミュニケーションを図ることが非常に重要である。当研究会が実施した米国での調査活動において、プーチン大統領がウクライナへの侵攻を決断し、核による威嚇を繰り返す背景について、ロシアとの軍備管理交渉に当たってきた元政府高官が「COVID-19 のまん延に端を発する首脳同士の対話不足により、同氏が孤立したこと」[22]を挙げた事実は、対話による首脳同士の意図の確認や信頼醸成の重要性を象徴している。

日本はまた、非核保有国を代表し、非核保有国への核威嚇を行わないことや、非核保有国に核を使用しない消極的安全保証（NSA）の制度化について核保有国に議論するよう強く呼びかけ、被ばく 80 年を迎える今、橋渡し役を体現するべきである。

---

[20] 日本経済新聞「プーチン氏『核の脅し』発言弱める　中印の懸念に配慮か」2022 年 10 月 28 日。[https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR2851A0Y2A021C2000000/]

[21] 笹川平和財団『核の不使用継続と核秩序維持に向けた緊急提言～2024 日米首脳会談を前に～』 2024 年 4 月。

[22] 「新たな核の軍備管理・軍縮構想研究会」が 2024 年 1 月に実施した米国での調査活動において、インタビューに応じた元政府高官、核の専門家の証言。『米国インタビュー要旨』を参照。[https://www.spf.org/global-data/user205/interviewreport.pdf]

提言２：核使用リスクの削減に向けた具体的な措置に関する交渉を推進

核の軍備管理交渉が停滞し、むしろ各国が核兵器の役割を高める政策に移行しつつある一方、対話の欠如や相手の意図を読み違えた結果による偶発的な核戦争を回避しようとの動きもみられる。そうした動きを加速し核使用リスクの削減を図るべく、まずは個別具体的なテーマから交渉を進めることを要請する。衛星攻撃兵器（ASAT）を配備しないこと、核兵器システムの運用に関連する人工衛星を攻撃しないこと、核実験を行わないこと、核システムへのサイバー攻撃の禁止、核兵器使用を AI に委ねないことなどが挙げられる。

核保有国の首脳がまず、コミュニケーションを密にすることが、偶発的な核使用を阻止し、「核の不使用」や「核秩序」の継続に欠かせないことは提言 1 で述べた通りである。コミュニケーションを重ね、一定程度、首脳間の信頼が醸成された段階で、個別具体的なテーマを掲げた対話に入ることが望ましい。現在の国際情勢を踏まえ、核抑止が地域の緊張緩和や核不拡散に果たす役割に関する議論からスタートするのも一案である。

個別テーマとしてまず、核兵器システムの信頼を損なう措置の禁止を核保有国に呼びかけたい。核兵器システムへのサイバー攻撃禁止、米中首脳が確認した「核兵器使用を AI に委ねないこと」が議論の足がかりになろう。また、衛星攻撃兵器（ASAT）を配備しないこと、核兵器システムの運用に関連する人工衛星を攻撃しないこと、未加入国も含め CTBT の趣旨を最大限尊重し新たな核実験を行わないことなど、核リスクの低減につながる措置について国際的なモメンタムを高めるよう日本は訴えるべきである。

特に、北東アジアでは、早急に核リスクの削減に向けた交渉が求められる。当研究会の米国における調査活動でインタビューした元政府高官らから提案があった「中距離核ミサイルの地域への配備禁止」も検討に値する[23]。1987 年に米ソの間で締結された INF 条約の交渉過程で示されたように、中距離核ミサイルの配備は核の先制使用の動機づけになり、限定核戦争に至る危険がある[24]。これは「核リスク低減への三原則」の(3)との整合性からも重要だ。

北東アジアでの中距離核ミサイル配備禁止を実現する一つの具体的なアイデアとして、上記の元政府高官から「中国が警戒する米国のミサイル防衛システム開発のモラトリアムを打ち出すことで、中距離核ミサイルの配備禁止に関する交渉を進める」案が示された[25]。ミサイル防衛の将来の技術的刷新や、追加的な展開・配備という点で慎重な考慮を要するものの、かかる提案があったことは日本としても留意すべきだろう。また、この調査活動で、台湾有事における核使用のリスクに関する懸念も指摘された。一部専門家から、「台湾有事における核の先制不使用を米中の対話の糸口にするべきではないか」[26]との提案があったことも、ここに付言しておきたい[27]。

---

[23] 「新たな核の軍備管理・軍縮構想研究会」が 2024 年 1 月に実施した米国での調査活動において、インタビューに応じた元政府高官、核の専門家の証言。『米国インタビュー要旨』を参照。[https://www.spf.org/global-data/user205/interviewreport.pdf]

[24] 『米ソ核軍縮交渉と日本外交』瀬川高央、北海道大学出版会、2016 年

[25] 脚注 22 参照。

[26] 同上。

[27] ロシアと北朝鮮が 2024 年 6 月 19 日の首脳会談で締結した「包括的戦略パートナーシップ条約」の下で、ロシアの核兵器を北朝鮮に配備する可能性も指摘されている。その場合、当研究会の核リスク低減のための 3 原則の(3)には当てはまらないものの、地域の緊張を高めるものとして、当研究会は懸念を表明する。

提言 3：緊張緩和と新たな核軍備管理に向け、核抑止への依存度低減を目指す対話を主導

核抑止やそれに基づく戦略的安定が機能するには一定の条件が必要である。その条件が崩れ、核抑止が破綻するリスクを考慮すれば、長期的には、緊張を緩和し、地域の安全保障環境を改善して、核抑止への依存度を低減していくことにつながるような核軍備管理が必要である。このためには、非核保有国への核攻撃や核による威嚇を行わない消極的安全保証（NSA）の強化など新たな施策が必要になる。核保有国と非核保有国の「橋渡し」を担うことを自ら表明している日本は、緊張緩和を実現し新たな核軍備管理を積極的に主導していくべきである

「新たな核の軍備管理・軍縮構想研究会」は核軍備管理・核軍縮を具体的に進めることを提言する目的の下、核をめぐる現状を正確に把握するための議論からスタートした。その中で、核抑止が現状の国際情勢において果たす役割を一定程度認め、抑止を安定させる方策も提示した。

しかし、核抑止が破綻のリスクを内包することは、岸田前首相が外相時代に創設した『核軍縮の実質的な進展のための賢人会議』も指摘している。同賢人会議は提言の中で「核抑止は安定を促進する場合もあるとはいえ，長期的な国際安全保障にとり危険なものであり，全ての国はより良い長期的な解決策を模索せねばならない」と訴えている[28]。

冷戦期、核戦争が起きなかったことからすれば、核による相互抑止、それに基づく戦略的安定は、米ソの間で破綻を見せなかったと言える。核抑止が成立する条件として、核兵器の能力とそれを使う意図に加えて、能力と意図に関する正しい理解、状況認識の共有が重要だと指摘される。さらに、当研究会は戦略的安定の成立条件として、相互理解、ルールの遵守、利害の共有の 3 点があると考えている。冷戦期には、米ソ関係が決定的な重要性を持っていたが、現在は、中国が核兵器の分野においても重要なプレーヤーとして台頭しつつある。冷戦期において米ソ間で共有されていたものが現在、米中間で共有されているとは言いがたい。さらに、核による相互抑止は、事故、誤解、ミスコミュニケーションによって破綻する危険もある。米ソ間の相互抑止と戦略的安定に、核軍備管理交渉などが寄与したことから、米中間、米中ロで同様の仕組みや話し合いの場を確保することが急務である。

当面、核抑止による安定促進を機能させることが重要である一方、核による相互抑止が破れた場合、それは人類全体にとっての危機であり、日本をはじめ核の傘国も攻撃目標となる可能性がある。したがって、核抑止に代わり、安定を促進する政策が必要である。すなわち、長期的な視点に立つならば、核抑止への依存度を低減する方途を検討していくべきである。

提言 1 で言及した消極的安全保証（NSA）の具体化はそのための重要なテーマの一つであり、過去の国際合意、国際会議における宣言の再確認から始めるべきである。NPT の無期限延長を決めた 1995 年の再検討会議において、核保有を認められた五か国は非核保有国に核兵器を使わない NSA を認める趣旨の宣言を行った[29]。NSA は 1960 年代の NPT 交渉開始の当初から、署名の条件として非核保有国が強く求めてきたが、核兵器国の足並みがそろわず、条約の文言に含め

---

[28] 『核軍縮の実質的な進展のための賢人会議』の提言。2018 年 3 月。[https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000349263.pdf]。賢人会議は岸田文雄外相（当時）が 2017 年 5 月に設立した。

[29] 同会議において、米ロ英仏は「NPT 締約国である非核保有国が核兵器国と連携しまたは同盟して攻撃してくる場合を除き核兵器を使用しない」と宣言した。中国は「非核保有国または非核兵器地帯」に消極的安全保証（NSA）を与える旨を宣言した。日本軍縮学会『軍縮事典』信山社、2015 年、pp. 246-247

ることが実現しなかった経緯がある。1995 年 NPT 再検討会議での宣言を基に、日本が唯一の戦争被爆国として非核保有国を代表し、米国オバマ政権で検討されたように、NSA の強化に取り組むことは、核の役割を低減させるとともに、「核のタブー」と「核秩序」を継続させる取り組みとして、国際社会から高い評価を受けるであろう。「新たな核の軍備管理・軍縮構想研究会」が三原則で提唱する「非核保有国への核による威嚇の阻止」の実現にも寄与する。

長期的な視点から核抑止の依存度を低減する方途を検討するため、同様の問題意識を持つ国との間で国際的な対話を日本が主導していくことを提唱したい。例えば、日豪が主導して 2010 年に設立した非核保有国の外相会合である軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）[30]などの既存の組織を活用するのも一案である。

北東アジアが「核の影」が濃い地域であることを考えるならば、地域に焦点を絞った対話を日本が推進することも意義がある。当研究会は 2024 年 4 月に公表した緊急提言で、米中ロの対話プロセスに積極的に関与し、日本政府が市民社会とも協力しながら、核問題に特化した日米中ロ対話のトラック 2 交流を促進するよう訴えた。これは、米国、ロシア、中国という三つの核大国の対話を日本がサポートする意味を持つ。ともに厳しい安全保障環境に身を置きつつ、米国の「核の傘」に入っている韓国との協調も重要である。韓国との間で、脅威認識や核リスクを低減するための措置について討議すべきである。また、日中韓三カ国では、経済など幅広い分野についての協議が進められているが、核の分野についても率直な対話を図っていくべきである。

[30] 外務省ウェブページ「軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）」[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/npdi/index.html]

[参考文献・資料]
1. 『軍縮事典』日本軍縮学会、信山社、2015
2. “SIPRI Yearbook 2024”
3. Office of the Secretary of Defense “MILITARY AND SECURITY DEVELOPMENTS INVOLVING THE PEOPLE’S REPUBLIC OF CHINA 2024”
4. Nina Tannenwald “The Nuclear Taboo: The United States and the Non-Use of Nuclear Weapons Since 1945” 2007
5. 『核クライシス～瓦解する国際秩序』太田昌克（当研究会委員）、ハヤカワ新書、2024 年
6. 『核拡散防止の比較政治:核保有に至った国、断念した国』北野充（当研究会委員）、ミネルヴァ書房、2016 年
7. 『米ソ核軍縮交渉と日本外交』瀬川高央、北海道大学出版会、2016 年
8. 『核なき時代をデザインする: 国際政治・核不拡散・国際法からみた現実的プロセス』吉田文彦ほか編、早稲田大学出版会、2024 年
（当研究会の佐藤丙午委員、向和歌奈委員が編者、執筆者に名を連ねています）
9. 『核時代の新たな地平』一政祐行編（当研究会委員）、インターブックス、2024 年
10. 『世界の岐路をよみとく基礎概念～比較政治学と国際政治学への誘い』中溝和弥、佐橋亮 編 岩波書店、2024 年（当研究会の向和歌奈委員が執筆者の一人として「核軍縮」を担当）
11. RECNA・Nautilus Institute・APLN,「北東アジアにおける核兵器使用の人道的影響：核リスク削減にとっての示唆」（2023 年 3 月） https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/bd/files/Year_2_NU-NEA_Report_E_2303
12. RECNA・Nautilus Institute・APLN,、「核の惨禍を防ぐための現実的政策：何をすべきか？」（2024 年 3 月） https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/bd/files/Year_3_NU-NEA_Report_E_2403.pdf
13. ひろしまラウンド・テーブル、「ひろしまウォッチ」（2024 年 8 月） https://hiroshimaforpeace.com/roundtable/hiroshimawatch2024/

[笹川平和財団・原子力分野における過去の提言]
『プルトニウム国際管理に関する日本政府への提言～プルトニウム在庫量の削減を目指し、新たな国際規範を～』2019 年 5 月。
『北朝鮮非核化に関する日本政府への提言～北東アジアにおける核の脅威削減と新たな安全保障の構築を視野に～』2020 年 2 月。
『世界の核軍縮・核不拡散への日本の貢献～唯一の戦争被爆国としての責任を果たす政策を～』2020 年 4 月。
『原子力民生利用における中国・ロシアの台頭：グローバルな核不拡散体制の強化と日本の役割』2021 年 4 月。
緊急提言『ロシアによるウクライナ侵攻：原子力民生利用の諸課題と日本の役割』2022 年 7 月。
『原子力施設の保護と日本の役割～ロシアによるウクライナ侵攻と原発攻撃をうけて～』2023 年 2 月
『核の不使用継続と核秩序維持に向けた緊急提言～2024 日米首脳会談を前に～』2024 年 4 月
『米国インタビュー要旨』 2024 年 4 月

提言全体については合意が得られていますが、一部の内容について意見書が提出されましたので、ここに添付いたします。

意見書

北野　充

私は、今回の提言の作成に積極的に関与するよう努めたが、全体として充実した、よい内容のものができたと考えており、座長、委員各位をはじめ関係者のご尽力に謝意を表したい。

ただ、提言の中の「核リスク低減に向けた三原則」の第三項目については、私は、研究会の中で、「核拡散に反対する」ないし「非核保有国への核兵器の移転をしない」としてはどうかとの意見を述べてきた。「非核兵器国への核兵器の新たな配備をしない」を「原則」の一つとして打ち出すことについては賛成しがたいと考えており、ここで私の意見を示したい。

まず、私も、非核兵器国への核兵器の新たな配備がどんどん行われれば良いと思っているわけではないことを明確にしておきたい。こうした事が起これば、地域の緊張は高まるであろう。「安全保障のジレンマ」により、その敵対国による対抗措置がとられ、核リスクが更に高まる蓋然性が高い。危険な方向と判断せざるを得ないケースもあろう。

一方、次の諸点も念頭に置く必要がある。第一、国際ルールを破って核開発に血道を上げたり、隣国を武力侵略したりする国もあるのが世界の現実である。核戦力を含む武力を背景に現状変更を企図する国の脅威に対応するため、核兵器国が同盟関係にある非核兵器国に核兵器を配備することは認められないことであろうか。そうした事態に至る背景・経緯を考慮せずに、ひとしなみに「今後はダメだ」というのが正しいのだろうか。第二、核兵器国が自ら管理する核兵器を非核兵器国に配備することは、核不拡散条約（NPT）上、認められており、過去にも、現在も例がある。それは、非核兵器国の側から見れば、NPT 上、認められている自衛の手段である。安全保障環境が厳しさを増している中、急迫不正の侵害に対応するため、そうした NPT 上認められた自衛の手段をとることを封じることが良いのだろうか。第三、「新たな配備をしない」というのは、既になされたロシアのベラルーシへの核兵器の配備は問題としないが、今後、韓国が北朝鮮の核の脅威に対応するため、米国の戦術核兵器の配備を求めようとすること（ないし類似のケース）は認められないという意味となるが、それが適切な「原則」なのだろうか。第四、現在、核の脅威にどう対応するかの議論が盛んに行われているのは韓国である。独自の核保有、NATO 型の核共有、米国の戦術核兵器の再配備などさまざまなオプションが論じられている。独自の核保有に行けばNPT脱退であるが、米国の戦術核兵器の再配備はNPTの枠内で可能である。二つを比較するならば、前者となるよりは、後者で収まる方が望ましいと思う（米国が応じるかは別の問題であるが)。

私は、この研究会の提言は、安全保障を重視する者にも、軍縮・軍備管理を重視する者にも届く内容としたいと思って議論に参加してきた。二つのコミュニティーが分断されてはいけないのであって、安全保障を考える際には軍縮・軍備管理の視点も入れ、軍縮・軍備管理を考える際には安全保障の視点を入れることが大切だと考えて作業に加わってきた。そうした私の立場からすると、背景・経緯のいかんを問わず、NPT 上、非核兵器国に認められている自衛の手段を「今後はダメだ」と言うのは、安全保障の観点の軽視と考えざるを得ない。

巻末資料

「新たな核の軍備管理・軍縮構想研究会」の取り組み

研究会・調査	日時	内容
第 1 回研究会	2023 年 5 月 30 日	研究会の趣旨説明 今後の研究の進め方
第 2 回研究会	2023 年 7 月 3 日	外部講師による講演と意見交換 『ブッシュ・ジュニア政権時代の核政策と中国への影響』
第 3 回研究会	2023 年 7 月 27 日	委員 2 人による講演と意見交換 1. 『過去 50 年の軍備管理に関する条約の成立と後退の背景』 2. 『北朝鮮の非核化をめぐる外交交渉の経緯と失敗の要因』
第 4 回研究会	2023 年 9 月 26 日	委員による講演と意見交換 『ロシアから見た軍備管理条約の意義、今後の展望』
第 5 回研究会	2023 年 10 月 31 日	委員による講演と意見交換 『輸出管理の側面から国際情勢、核の軍備管理への示唆』
第 6 回研究会	2023 年 11 月 27 日	委員による講演と意見交換 『核実験を巡る米ソ／米ロ軍備管理問題』
調査活動 米国出張	2024 年 1 月 14 日～21 日	核の軍備管理に関する交渉に携わった元政府高官や核戦略の専門家ら計 13 人の識者にインタビュー
第 7 回研究会	2024 年 3 月 26 日	2024 年 4 月の日米首脳会談に向け、核不使用の継続と核秩序維持に向けた日本政府への緊急提言案の作成
第 8 回研究会	2024 年 4 月 25 日	2024 年度の研究会の進め方に関する意見交換
第 9 回研究会	2024 年 5 月 17 日	委員による講演と意見交換 『核時代の新たな地平』
第 10 回研究会	2024 年 6 月 12 日	外部講師による講演と意見交換 『ロシアから見た核をめぐる現状と核の軍備管理の歴史』
第 11 回研究会	2024 年 7 月 10 日	委員による講演と意見交換 『世界の岐路をよみとく基礎概念』
第 12 回研究会	2024 年 8 月 29 日	論点整理と今後への意見交換
第 13 回研究会	2024 年 10 月 3 日	外部講師による講演と意見交換

		『AI と核兵器システムの関係について』
第 14 回研究会	2024 年 10 月 25 日	委員による講演と意見交換 『ロシアの核威嚇の効果と限界』
第 15 回研究会	2024 年 11 月 5 日	外部講師による講演と意見交換 『核をめぐる韓国における議論の現状』
調査活動 韓国出張	2024 年 11 月 26 日～29 日	ASIA-PACIFIC LEADERS NETWORK とのワークショップ 韓国国会未来研究院との意見交換
第 16 回研究会	2024 年 12 月 12 日	提言の骨子とりまとめ
第 17 回研究会	2025 年 1 月 9 日、14 日	政策提言取りまとめ

SPF 笹川平和財団